

茨木市新型コロナウイルス対策本部設置要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルスについて、市民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、茨木市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスに係る市民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスに係る庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスに係る感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他新型コロナウイルスに関連する事項

(組織)

第3 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(対策本部の庶務)

第5 対策本部の庶務は、総務部危機管理課及び健康医療部健康づくり課が行う。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

| | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|------|------|
| 教育長 | 総務部長 | 企画財政部長 | 市民文化部長 | 福祉部長 | 健康医療 |
| 部長 | こども育成部長 | 産業環境部長 | 都市整備部長 | 建設部長 | 会計 |
| 管理者 | 教育総務部長 | 学校教育部長 | 議会事務局長 | 水道部長 | 消防 |
| 長 | | | | | |